



医政発第 0302005 号
平成 21 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

巡回診療については、これまで、公衆又は特定多数人に対して医療が行われるものであり、原則として診療所の開設に該当するものとして取り扱っているところである。しかしながら、地方公共団体、公的医療機関の開設者及び公益法人等が無医地区における医療の確保等を目的として特に必要な巡回診療を行う場合については、その手続を簡素化しているところである。

今般、「構造改革特区の第十二次提案等に対する政府の対応方針」（平成二十年三月七日構造改革特別推進本部決定）において、「医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。」こととしたところである。

これを踏まえ、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和三十七年六月二十日医発第五百五十四号厚生省医務局長通知）」を別添のとおり改正し、医療法人等が行う巡回診療についても他の公的医療機関と同様にその設置目的に合致し、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には対象となることを確認することとしたので通知する。

なお、巡回診療において行われる予防接種についても同様であることを確認する。

貴職におかれては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回診療の医療法上の取扱いについての周知をお願いする。

○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知) (抄)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>いわゆる巡回診療(巡回診療において行われる予防接種も含む。)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等(医療法人も含む。)が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>いわゆる巡回診療については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。</p> <p>(略)</p>